

## 広島県告示第五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によつて、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定期間 サービス事業者 の名称	所在地 の所在事務地所	介護を行う事業所 の名称	介護を行なう事業所 の所在地	名称	指定期間 サービス事業者 の名称	所在地 の所在事務地所	介護を行う事業所 の名称	介護を行なう事業所 の所在地	名称	指定期間 サービス事業者 の種類	年月日定
医療法人社団 ひがしの会	合同会社シルバーサポート藤の穂	有限会社リラックス	株式会社睦設計	株式会社睦設	ロング株式会社	社会福祉法人 可部大文字会	社会福祉法人 信々会	社会福祉法人 浜田	瓦電業	指定期間 サービス事業者 の名称	指定期間 サービス事業者 の種類
○一番地 島町東野二七	豊田郡大崎上二号	鶴江二丁目一二番四二一一	安芸郡府中町二番二三二号	広島市中区寺番三〇号	広島市佐伯区皆賀二丁目八番三二一〇号	広島市佐伯区皆賀二丁目四番三二一〇号	広島市佐伯区谷一六二番地一	広島市安佐北区山本新町二丁目一八番九	広島市安佐南区大林町字根一四号	島町一二番一〇号	主たる事務地所の所在事務地所
リザーヴ東野	デイサービスセンター健康館アピール	ト藤の穂	日市所りらっくす廿	訪問介護事業	生活創造館むつみ	生活創造館むつみ	ロング介護支援事業所	デイサービスセンター花みずき	特別養護老人ホーム春日野園	訪問介護事業所ふみえ	介護を行う事業所の名称
九九番地一	豊田郡大崎上二号	鶴江二丁目一二番四二一一	安芸郡府中新宮一八一〇二一	廿日市市新宮一丁目一三一	広島市佐伯区皆賀二丁目八番三〇号	広島市佐伯区皆賀二丁目四番三二一〇号	広島市佐伯区目一〇番二三二号	広島市安佐南北区山本新町二丁目一八番九	広島市安佐南北区大林町字根一四号	島町一二番一〇号	所在地の所在事務地所
介護 介護予防通所	介護 介護予防訪問	介護 介護予防訪問	介護 介護	介護 介護予防	特定介護予防 福祉用具販売	介護 介護予防	介護 介護予防訪問	介護 介護予防通所	介護 介護予防短期入所生活介護	介護 介護予防訪問	サービスの種類
一月一日	平成二三年	一月一日	平成二三年	一月一日	平成二三年	一月一日	平成二三年	平成二三年	平成二三年	一月一日	年月日定